

1 貸付けの相手方

消費者金融、事業者向け金融の別

イ 消費者金融 ロ 事業者向け金融

2 貸付けの利率

(場合によって異なるときは、その上限の率。実質年率で記載すること。)

年 _____ %

3 賠償額 (違約金、遅延損害金を含む。) を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合

(場合によって異なるときは、その上限の率、実質年率で記載すること。)

年 _____ %

(賠償額の計算方法)

4 利息の計算

(1) 利息の計算方法

イ 先取り ハ 単利 ホ 残債方式 端数利息の処理方法
 ロ 後取り ニ 複利 ヘ アドオン方式 (_____)

(2) 利息の計算の期間

貸付けの 当 翌 日から弁済の 前 当 日までとする。(_____)

(3) 利息元加の方法

イ する その場合の方法 (_____)
 ロ しない

5 返済の方式並びに返済の期間及び返済の回数

	返済の方式	返済期間		返済回数	
		最短 (か月)	最長 (か月)	最少 (回)	最多 (回)
イ	一括返済方式	_____	~ _____		
ロ	元利均等返済方式	_____	~ _____	_____	~ _____
ハ	元金均等返済方式	_____	~ _____	_____	~ _____
ニ	定率リボルビング方式 (_____)				
ホ	定額リボルビング方式 (_____)				
ヘ	自由返済方式 (_____)				
ト	その他の方式 (_____)				
	(_____)	_____	~ _____	_____	~ _____

6 無担保無保証の貸付けを行うときは、その最高限度額

最高限度額 _____千円

7 担保に関する事項

(1) 担保の徴求の有無 有 ・ 無

(2) 主な担保の種類

(_____)

(3) 保証人の要否 要 ・ 否

8 手数料に関する事項

イ 徴求する

その場合の名称及びその額又は割合 (_____)

ロ 徴求しない

9 媒介手数料の割合 (場合によって異なるときは、その上限の率) _____%

10 貸金業に関する代理契約を締結している場合は、その相手方及び委任又は受任の別
委任 _____

受任 _____

11 その他必要と認められる事項

(1) 貸付けの申込方法 店頭

店頭以外 その場合の方法 (_____)

(2) 金銭の交付の方法 店頭

店頭以外 その場合の方法 (_____)

(記載上の注意)

- 1 「賠償額」には、賠償額の計算方法を併記すること。
- 2 「利息の計算の方法」は、先取り・後取りの別、単利・複利の別、残債方式・アドオン方式の別及び端数利息の処理方法を記載すること。
- 3 「返済方式」は、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の別を記載すること。なお、その他の方式がある場合、具体的な名称を括弧書で併記すること。
- 4 「返済の期間」は、返済の方式に応じて最短及び最長の期間を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の場合において記載が困難であるときは、元本への返済の約定日 (返済の約定日がないときはその旨) を記載することで代えることができる。
- 5 「返済の回数」は、返済の方法に応じて最少及び最多の回数を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の場合において記載が困難であるときは、これを省略することができる。
- 6 「担保に関する事項」は、担保徴求の有無、主な担保の種類及び保証品の要否を記載すること。
- 7 「手数料に関する事項」は、礼金、割引金、手数料、調査料その他名義のいかんにかかわらず、貸付けに関する費用を徴求する場合に、その名称及びその額又は割合を記載すること。
- 8 「その他必要と認められる事項」は、貸付けの申込みの方法及び金銭の交付の方法について記載すること。